

財務データ

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	2019年度末	2020年度末	科 目	2019年度末	2020年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	17,365,308	15,966,078	預 金 積 金	2,133,051,870	2,229,408,102
預 け 金	396,868,312	421,726,058	当 座 預 金	140,283	98,562
有 価 証 券	590,877,140	602,597,092	普 通 預 金	632,050,490	690,764,195
国 債	196,122,826	187,918,370	貯 蓄 預 金	2,253,039	2,151,605
地 方 債	81,345,942	82,777,595	別 段 預 金	4,162,822	4,419,027
社 債	216,847,297	247,774,064	定 期 預 金	1,494,445,234	1,531,974,711
投 資 信 託	8,113,542	10,511,264	譲 渡 性 預 金	104,370,525	94,306,323
株 式	2,718,014	2,914,150	借 用 金	26,800,000	26,800,000
外 国 証 券	85,729,517	70,701,647	借 入 金	26,800,000	26,800,000
貸 出 金	1,379,669,433	1,432,643,652	そ の 他 負 債	6,030,233	4,752,446
手 形 貸 付	559,462	460,475	未 決 済 為 替 借	50,620	30,035
証 書 貸 付	1,319,123,101	1,370,634,920	未 払 費 用	1,444,748	1,468,094
当 座 貸 越	59,986,869	61,548,256	未 払 法 人 税 等	714,617	616,706
そ の 他 資 産	20,414,689	19,983,006	前 受 収 益	19,328	18,968
未 決 済 為 替 貸	646,841	623,833	払 戻 未 済 金	2,814	462
労働金庫連合会出資金	14,700,000	14,700,000	払 戻 未 済 持 分	6,367	7,390
前 払 費 用	212,871	235,157	リ ー ス 債 務	945,062	895,177
未 収 収 益	3,112,476	3,147,167	資 産 除 去 債 務	133,673	3,161
金 融 派 生 商 品	1,400	-	そ の 他 の 負 債	2,713,002	1,712,449
そ の 他 の 資 産	1,741,100	1,276,847	代 理 業 務 勘 定	9,164	9,228
有 形 固 定 資 産	14,404,729	13,762,372	賞 与 引 当 金	510,351	509,573
建 物	6,806,795	6,365,706	退 職 給 付 引 当 金	5,558,815	5,483,837
土 地	5,957,525	5,879,076	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	200,766	135,240
リ ー ス 資 産	945,062	895,177	債 務 保 証 損 失 引 当 金	36,188	28,349
建 設 仮 勘 定	-	27,329	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	238,538	201,202
その他の有形固定資産	695,346	595,083	繰 延 税 金 負 債	3,462,160	3,624,768
無 形 固 定 資 産	233,624	229,835	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	87,418	87,418
ソ フ ト ウ ェ ア	214,402	212,632	債 務 保 証	436,077	357,970
その他の無形固定資産	19,221	17,202	負 債 の 部 合 計	2,280,792,108	2,365,704,461
前 払 年 金 費 用	387,688	270,204			
債 務 保 証 見 返	436,077	357,970			
貸 倒 引 当 金	△ 136,811	△ 133,180			
(うち個別貸倒引当金)	△ 110,732	△ 93,384			
			(純資産の部)		
			出 資 金	15,947,844	15,947,382
			普 通 出 資 金	15,947,844	15,947,382
			利 益 剰 余 金	110,014,865	111,486,806
			利 益 準 備 金	16,000,000	16,000,000
			そ の 他 利 益 剰 余 金	94,014,865	95,486,806
			特 別 積 立 金	88,857,924	89,457,924
			(特 別 積 立 金)	15,400,000	15,400,000
			(機 械 化 積 立 金)	23,500,000	24,100,000
			(金 利 変 動 等 準 備 積 立 金)	25,100,000	25,100,000
			(配 当 準 備 積 立 金)	2,000,000	2,000,000
			(経 営 基 盤 強 化 積 立 金)	20,000,000	20,000,000
			(会 員 福 祉 基 金)	1,500,000	1,500,000
			(店 舗 建 設 準 備 積 立 金)	800,000	800,000
			(市 民 社 会 貢 献 基 金)	500,000	500,000
			(固 定 資 産 圧 縮 積 立 金)	57,924	57,924
			当 期 未 処 分 剰 余 金	5,156,941	6,028,881
			処 分 未 済 持 分	△ 11,919	△ 26,884
			会 員 勘 定 合 計	125,950,790	127,407,304
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,851,106	15,318,607
			土 地 再 評 価 差 額 金	△ 1,073,814	△ 1,027,281
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	13,777,291	14,291,326
			純 資 産 の 部 合 計	139,728,082	141,698,630
資産の部合計	2,420,520,190	2,507,403,091	負債及び純資産の部合計	2,420,520,190	2,507,403,091

貸借対照表 注記

- 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
- 2.有価証券の評価基準および評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
- 3.デリバティブ取引の評価基準および評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- 4.有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法
有形固定資産は、当金庫の定める決算経理規則に基づき、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)により償却しています。また、主な耐用年数は次のとおりです。
建 物 3年~50年
そ の 他 3年~20年
- 5.無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法
無形固定資産は、定額法により償却しています。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- 6.リース資産の減価償却の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。
- 7.外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- 8.貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、次のとおり計上しています。
正常先債権および要注意先債権に相当する債権(以下、「債権」とは、貸出金および貸出金に準するその他の債権のことをいいます。))については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しています。
破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証等による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、当金庫の定める資産査定規程に則り、査定対象資産の管理部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部が査定結果を監査しています。
また、当金庫の引当基準は、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に基づいて定めています。
- 9.賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
- 10.退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。
また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。なお、過去勤務費用および数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。
(1)過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理しています。
(2)数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理しています。
- 11.役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
- 12.債務保証損失引当金の計上基準
債務保証損失引当金は、債務保証見返に係る資産査定に基づく損失見込額に相当する額を計上しています。
- 13.睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しています。
- 14.消費税および地方消費税の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は税込方式によっています。
- 15.有形固定資産の減価償却累計額および圧縮記帳額
有形固定資産の減価償却累計額 10,097,130千円
有形固定資産の圧縮記帳額 60,255千円
- 16.理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額 99,163千円
- 17.子会社等の株式(および出資金)総額 50,000千円
- 18.子会社等に対する金銭債権総額 -千円
- 19.子会社等に対する金銭債務総額 229,851千円
- 20.破綻先債権額および延滞債権額
貸出金のうち、破綻先債権額は363,032千円、延滞債権額は5,110,671千円です。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(以下、「未収利息不計上貸出金」といいます。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。
- 21.3カ月以上延滞債権額
貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は136,902千円です。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3日以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
- 22.貸出条件緩和債権額
貸出金のうち、貸出条件緩和債権に該当するものはありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものです。
- 23.破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額
破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は、5,610,606千円です。
なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- 24.担保に提供している資産
担保に提供している資産は次のとおりです。
担保に提供している資産
預け金 26,803,068千円
担保資産に対応する債務
預金 4,235,241千円
借入金 26,800,000千円
上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、預け金93,255,200千円を差し入れています。
- 25.土地の再評価の方法と差額
土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布、法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
再評価を行った年月日 2002年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布、政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に時点修正等の合理的な調整を行って算出。
- 26.出資一口当たりの純資産額 8,900円38銭
- 27.目的積立金
目的積立金は、特別積立金に含めて記載しています。
- 28.金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務等の金融業務を行っています。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしています。
(2)金融商品の内容およびそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。
また、有価証券は、債券、投資信託および株式であり、主に利息配当金を得ることを目的として保有しています。
これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場

価格の変動リスクに晒されています。なお、リスクが高いものとして、外国為替レートや株価指数等の水準による受取利息の変動が大きい外国債券が含まれています。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されています。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクおよび金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資業務に関する規程類およびリスク管理関係規程類にしたがい、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信の上限枠の設定、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的な経営陣による経営リスク管理委員会や経営会議を開催し、審議・報告を行っています。

さらに、与信管理の状況については、統合リスク管理部が点検しています。有価証券の発行体の信用リスクおよびカウンターパーティーリスクに関しては、財務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

リスク管理およびALMに関する規程類において、具体的な方法等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理方針に基づき、経営リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総合企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析等によりモニタリングを行っています。モニタリング結果については、月次で経営リスク管理委員会に報告しています。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、保有する有価証券の為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(iii) 価格変動リスクの管理

当金庫は、理事会において決定された余裕金運用方針、および関連規程類に基づき、有価証券を含む市場運用商品を保有しています。

このうち、財務部では、市場運用商品を購入しており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。これらの情報は定期的に、理事会および経営リスク管理委員会に報告しています。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量(損失額の推計値)をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク資本枠の範囲内となるよう管理しています。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間125日、信頼区間99.0%、観測期間1年)により算出しており、2021年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫のVaRは、全体で10,454,295千円です。VaRの計測にあたって使用する流動性預金の金利満期については、滞留期間を考慮したコア預金を内部モデルにより算定しています。

なお、有価証券のうち、VaRを算出できない子会社株式が50,000千円、非上場株式が276,750千円あります。市場リスク量の算出にあたり、当該株式の帳簿価格の30%をリスク量とみなしたうえで、VaRと合算しています。

当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化等によって、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

29. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです(時価等の算定方法については(注1)を参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めていません(注2)参照。

また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	421,726,058	422,143,524	417,465
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,505,203	1,578,650	73,446
その他の有価証券	600,765,139	600,765,139	-
(3) 貸出金	1,432,643,652		
貸倒引当金(*)	△ 108,270		
	1,432,535,382	1,439,296,289	6,760,906
金融資産計	2,456,531,783	2,463,783,602	7,251,819
(1) 預金積金	2,229,408,102	2,230,258,195	850,092
(2) 譲渡性預金	94,306,323	94,358,117	51,794
(3) 借入金	26,800,000	26,800,000	-
金融負債計	2,350,514,425	2,351,416,312	901,887

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。投資信託は、公表されている基準価格によっています。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、30～31に記載しています。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としています。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

(3) 借入金

約定期間が短期間(1年以内)であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(*1)	50,000
非上場株式(*1)	276,750
組合出資金(*2)	14,700,200
合 計	15,026,950

(*1) 子会社株式および非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価提示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価提示の対象とはしていません。

(注3) 満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
有価証券				
満期保有目的の債券	1,500,000	-	-	-
その他の有価証券のうち満期があるもの	42,980,000	134,257,608	80,338,130	312,089,949
合 計	44,480,000	134,257,608	80,338,130	312,089,949

(注4) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位:千円)			
	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預金積金(*)	1,635,915,621	444,880,597	126,276,870	22,335,013
譲渡性預金	93,906,323	50,000	300,000	50,000
借入金	26,800,000	-	-	-
合計	1,756,621,944	444,930,597	126,576,870	22,385,013

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めています。

30. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は、次のとおりです。

これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」等が含まれています(以下、31.まで同様)。

(1) 売買目的有価証券

(単位:千円)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	-

(2) 満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	外国証券	1,505,203	1,578,650	73,446
	小計	1,505,203	1,578,650	73,446
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	外国証券	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,505,203	1,578,650	73,446

(3) その他有価証券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,217,402	1,864,186	353,216
	債券	429,074,238	410,033,229	18,938,729
	国債	150,831,970	140,396,445	10,435,524
	地方債	69,653,957	66,899,693	2,754,263
	社債	171,005,305	167,769,848	3,235,456
	外国証券	37,583,004	34,967,241	2,513,483
	その他	10,042,655	6,936,973	3,105,681
	小計	441,334,296	418,834,389	22,397,627
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	369,998	417,774	△47,776
	債券	158,592,236	159,925,850	△1,333,563
	国債	37,086,400	37,369,586	△283,186
	地方債	13,123,637	13,308,941	△185,303
	社債	76,768,758	77,355,323	△586,564
	外国証券	31,613,439	31,891,999	△278,509
	その他	468,608	500,501	△31,892
	小計	159,430,843	160,844,126	△1,413,233
合計	600,765,139	579,678,516	20,984,393	

(注) 「外国証券」の差額のうち、複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上したものは除いています。

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	462,549	86,504	12,016
債券	36,125,577	142,951	350,629
国債	31,261,305	126,370	298,469
地方債	2,956,540	1,708	45,160
社債	1,907,732	14,872	7,000
外国証券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	36,588,127	229,456	362,646

32. 当座貸越契約等

当座貸越契約および貸出金に係るコミットメントライン契約は、お客さまからの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、239,935,926千円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(または任意の時期に無条件で取消可能なもの)は120,144,860千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込を受けた融資の拒絶または契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている庫内手続に基づきお客さまの業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

なお、総合口座についての未実行残高は上記金額のうち119,791,065千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置を取っています。

33. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

(単位:千円)	
繰延税金資産	
退職給付引当金	1,480,636
外貨建の他の有価証券為替差益	192,176
減損損失	172,777
減価償却限度超過額	147,156
賞与引当金	137,584
確定拠出年金移換金	82,982
睡眠預金払戻損失引当金	54,324
役員退職慰労引当金	36,514
その他	122,146
繰延税金資産小計	2,426,300
評価性引当額	△262,297
繰延税金資産合計	2,164,002
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	21,424
前払年金費用	72,955
その他有価証券評価差額金	5,665,786
その他	28,605
繰延税金負債合計	5,788,771
繰延税金負債の純額	3,624,768

損益計算書

(単位：千円)

科目	2019年度	2020年度
経常収益	28,185,203	26,510,015
資金運用収益	24,584,853	23,804,558
貸出金利息	16,762,668	16,349,155
預け金利息	1,322,949	1,214,903
有価証券利息配当金	5,957,654	5,650,944
その他の受入利息	541,581	589,555
役員取引等収益	1,156,853	1,385,957
受入為替手数料	361,381	344,682
その他の役員収益	795,471	1,041,275
その他業務収益	2,378,515	1,193,389
国債等債券売却益	1,513,589	142,951
金融派生商品収益	—	135,253
その他の業務収益	864,926	915,184
その他経常収益	64,980	126,109
貸倒引当金戻入益	12,231	—
償却債権取立益	96	98
株式等売却益	4,106	86,504
その他の経常収益	48,546	39,506
経常費用	24,784,921	23,334,105
資金調達費用	1,041,267	1,005,620
預金利息	953,602	936,708
譲渡性預金利息	86,925	68,912
借入金利息	739	—
役員取引等費用	4,331,521	4,225,671
支払為替手数料	1,115,259	1,036,482
その他の役員費用	3,216,262	3,189,188
その他業務費用	896,921	411,215
外国為替売却損	17,956	—
外国債等債券売却損	577,452	350,629
金融派生商品費用	77,734	—
その他の業務費用	144,779	—
その他業務費用	78,998	60,585
経常費用	18,268,424	17,666,442
人物件費用	9,318,877	9,155,992
物件費用	8,813,284	8,374,223
税金	136,262	136,226
その他経常費用	246,786	25,156
貸倒引当金繰入額	—	432
株式等売却損	151,561	12,016
株式等償却	37,801	—
その他資産償却	7,805	8,571
退職手当金	—	3,894
その他の経常費用	49,617	241
経常利益	3,400,281	3,175,909
特別利益	249,401	589
固定資産処分利益	—	589
その他の特別利益	249,401	—
特別損失	96,636	237,170
固定資産処分損失	67,065	18,700
減損損失	29,570	218,470
税引前当期純利益	3,553,046	2,939,327
法人税、住民税及び事業税	813,226	722,837
法人税等調整額	133,857	△ 10,303
法人税等合計	947,083	712,533
当期純利益	2,605,963	2,226,793
繰越金(当期首残高)	2,553,233	3,848,621
土地再評価差額金取崩額	△ 2,256	△ 46,533
当期末処分剰余金	5,156,941	6,028,881

損益計算書 注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
- 子会社との取引による収益総額 4,536千円
子会社との取引による費用総額 728,144千円
- 出資一口当たりの当期純利益金額 139円79銭
- 固定資産の重要な減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しています。

場所	用途	種類
田辺支店	営業店	土地、建物等
北播支店	営業店	土地、建物等
水口支店	営業店	土地、建物
洲本支店	営業店	土地、建物
但馬支店	営業店	土地、建物
守口支店	営業店	建物等
岸和田支店	営業店	建物等
尼崎支店	営業店	建物等
店舗外ATM	ATMブース	建物

事業用不動産については、継続的に行っている管理会計上の収益把握単位である営業店を、所有不動産については各資産をグループングの最小単位にしていきます。本部等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としています。

当事業年度に減損損失を認識した資産グループは、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスと認められたことから、また、営業店の移転、店舗外ATM撤去により、回収可能価額の低下が見込まれることから、減損損失を認識したものです。これにより、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(218,470千円)として、特別損失に計上しています。その内訳は、土地72,426千円、建物144,090千円、その他1,953千円です。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しています。正味売却価額は土地および建物については不動産鑑定評価額により評価し、重要性が乏しい資産については適切に市場価額を反映していると考えられる指標に基づいて算定しています。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	2019年度(総会承認日(2020年6月24日))	2020年度(総会承認日(2021年6月23日))
当期末処分剰余金	5,156,941	6,028,881
剰余金処分額	1,308,319	1,252,414
普通出資に対する配当金	(年2%) 317,431	(年2%) 318,401
事業の利用分量に対する配当金	390,888	334,013
機械化積立金	600,000	600,000
繰越金(当期末残高)	3,848,621	4,776,466

以上の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、2021年5月26日に監事の監査を受けております。また、同年6月23日の第23回通常総会において上記の貸借対照表および損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、定款の定めにより、貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づく「会計監査人の監査」を2021年5月21日に受けています。

2020年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2021年6月24日
近畿労働金庫

理事長 石村 龍治

資産内容の開示について

当金庫は、皆さまからお預かりした大切な財産を安全に管理し、勤労者のニーズにお応えする健全な貸出として活用するとともに、積極的な情報開示に取り組み、1996年3月末からリスク管理債権を全国の労働金庫で統一した基準により開示しています。以降、2000年3月末から法定開示項目である「リスク管理債権」、「金融再生法に基づく資産査定の開示」に加えて、資産査定結果についても自主的に開示しています。また、2003年3月末からは、金融再生法上の不良債権に対する保全状況も開示するなど、引き続き透明性の確保に努めています。

資産査定について

当金庫は、資産の実態を正確に把握するため、年2回、資産査定を実施しています。資産査定の実施にあたっては、資産査定規程等に基づき、営業店および所管部署が第一次査定を、融資部および統合リスク管理部が第二次査定を行ったうえで、査定部署から独立した部署である業務監査部が、資産査定結果の監査を行っています。査定対象資産は、与信性の資産に加えて、固定資産、有価証券、その他の資産等についても幅広く対象としています。資産査定のプロセスは次のとおりです。①債務者の実質的な財務状

況等により、債務者状況を判定して、債務者をi)正常先、ii)要注意先、iii)破綻懸念先、iv)実質破綻先、v)破綻先の5つに区分します。この5つの区分を債務者区分といいます。②債務者区分ごとに資金用途等の内容や担保・保証等による債権回収の可能性を評価して、回収リスクの低い方から順に、I分類(非分類)、II分類、III分類、IV分類の4段階に分類します。この4つの分類を分類区分といいます。③この資産査定結果に基づき、適切な資産の償却と引当金の計上を行っています。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」

2021年3月末現在の資産査定等の状況は、以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
金融再生法上の不良債権 (A)	6,617	5,895
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,550	1,316
危険債権	4,917	4,442
要管理債権	150	137
保全額 (B)	6,611	5,889
担保・保証及び清算配当等による回収見込み額	6,465	5,768
貸倒引当金	147	121
保全率 (B) / (A)	99.91%	99.90%
正常債権 (C)	1,374,383	1,427,951
合計 (D) = (A) + (C)	1,381,000	1,433,845
金融再生法上の不良債権比率 (A) / (D)	0.47%	0.41%

(注)金額は決算後(償却後)の計数です。単位未満四捨五入しています。

2021年3月末の残高は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」が13億16百万円、「危険債権」が44億42百万円、「要管理債権」が1億37百万円、合計で58億95百万円(金融再生法上の不良債権(A))となり、総与信に占める比率は0.41%となっています。



■ 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。

■ 「危険債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約にしたがった債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

■ 「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」のことです。

■ 「正常債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態および経営成績に特に問題がない債権のことです。

■ 「担保・保証及び清算配当等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」あるいは「要管理債権」のうち、預金定期積金、有価証券および不動産等の確実な担保、保証機関等確実な保証先による保証ならびに与信先が経営破綻に陥った場合および個人民事再生手続等において回収が可能と見込まれる金額です。

■ 「貸倒引当金」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」に対して計上している個別貸倒引当金と一般貸倒引当金の合計額のことです。

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

リスク管理債権(破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額)

(単位:百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
リスク管理債権 合計(A)	6,291	5,610
破綻先債権	538	363
延滞債権	5,603	5,110
3カ月以上延滞債権	149	136
貸出条件緩和債権	—	—
保全額(B)	6,285	5,605
担保・保証及び清算配当等による回収見込み額	6,206	5,536
貸倒引当金	78	68
保全率(B)／(A)	99.90%	99.90%
貸出金残高(C)	1,379,669	1,432,643
リスク管理債権比率(A)／(C)	0.45%	0.39%

2020年度末のリスク管理債権合計は56億10百万円で、貸出金残高1兆4,326億43百万円に占める割合(リスク管理債権比率)は0.39%となっています。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が3億63百万円、「延滞債権」が51億10百万円、「3カ月以上延滞債権」が1億36百万円となっています。

リスク管理債権合計56億10百万円に対して、「不動産等の担保や保証機関の保証及び清算配当等による回収見込み額」が55億36百万円となっています。また、「貸倒引当金」を68百万円引き当てています。その結果、保全額は56億5百万円となり、リスク管理債権合計の99.90%をカバーしています。



■ 「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」があります。

■ 「破綻先債権」とは

借り手の倒産(個人の場合には、自己破産)等により、当金庫にとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

■ 「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。当金庫にとっては、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということとなります。

■ 「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入ってこなくなる(会社の業績不振等)等の理由で、当金庫が元金または利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

■ 「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進すること等を

目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことです。(ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。)

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

■ 「担保・保証及び清算配当等による回収見込み額」とは

「破綻先債権」および「延滞債権」あるいは「3カ月以上延滞債権」や「貸出条件緩和債権」のうち、預金定期積金、有価証券および不動産等の確実な担保、保証機関等確実な保証先による保証ならびに貸出先が経営破綻に陥った場合および個人民事再生手続において回収が可能と見込まれる金額です。

■ 「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

資産査定に係る各種基準の比較

当金庫の「資産査定の債務者区分」、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」、「労働金庫法施行規則に基づくリスク管理債権」の各種基準を比較すると、次表のとおりとなります。

●資産査定・金融再生法・リスク管理債権の対比

作成基準日:2021年3月31日

(単位:百万円)

資産査定		金融再生法		リスク管理債権		
債務者区分	定義 (労働金庫の資産査定関連規程類)	債権区分	定義 (労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条)	債権区分	定義 (労働金庫法施行規則第114条)	
区分	債務者単位	区分	債務者単位	区分	債権単位	
対象	債権	対象	総与信 (ただし要管理債権は貸出金のみ)	対象	貸出金	
破綻先	363	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	1,316	破綻先債権	363	
実質破綻先	952			延滞債権	5,110	
破綻懸念先	4,441	危険債権	4,442			
要注意先	7,669	要管理債権 (債権単位)	3カ月以上 延滞債権	137	3カ月以上 延滞債権	136
			貸出条件 緩和債権	—	貸出条件 緩和債権	—
正常先	1,258,295	正常債権	1,427,951			
その他	162,122					

●資産査定と債務者区分と各開示基準による債権区分の定義

資産査定		金融再生法		リスク管理債権		
債務者区分	定義 (労働金庫の資産査定関連規程類)	債権区分	定義 (労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条)	債権区分	定義 (労働金庫法施行規則第114条)	
区 分	債務者単位	区 分	債務者単位	区 分	債権単位	
対 象	債権	対 象	総与信 (ただし要管理債権は貸出金のみ)	対 象	貸出金	
破 綻 先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権	破綻先債権	債務者が破産、会社更生、民事再生等の申立てを行ったこと、および銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金	
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者			延滞債権	元金または利息支払の遅延が相当期間継続していること等の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金	
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約にしたがった債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権			
要 注 意 先	金利減免・利息棚上げを行っているなど、貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど、履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者	要管理債権(債権単位)	3カ月以上延滞債権	元金または利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出金	3カ月以上延滞債権	元金または利息支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金(破綻先債権、延滞債権を除く)
			貸出条件緩和債権	経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出金	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権を除く)
正 常 先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	正 常 債 権	債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権およびこれらに準ずる債権以外のものに区別される債権			
そ の 他	国および地方公共団体に 対する債権					

主な経営指標

主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	29,028	27,773	28,181	28,185	26,510
経常利益	3,082	1,439	2,482	3,400	3,175
当期純利益	1,994	1,720	1,981	2,605	2,226
純資産額	139,148	140,128	144,795	139,728	141,698
総資産額	2,251,118	2,281,850	2,388,354	2,420,520	2,507,403
預金積金残高	1,983,432	2,015,825	2,086,296	2,133,051	2,229,408
貸出金残高	1,245,316	1,271,716	1,331,309	1,379,669	1,432,643
有価証券残高	559,790	567,345	591,421	590,877	602,597
出資総額	15,957	15,955	15,950	15,947	15,947
出資総口数(口)	15,957,086	15,955,328	15,950,658	15,947,844	15,947,382
出資に対する配当金	635	476	476	317	318
職員数(人)	1,165	1,138	1,083	1,068	1,072
単体自己資本比率(%)	12.79	12.53	11.99	11.53	11.08

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
 2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しています。
 なお、当金庫は国内基準を採用しています。

主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項目	2019年度	2020年度
業務粗利益	21,850	20,741
業務粗利益率	0.92	0.85
業務純益	3,837	3,299
実質業務純益	3,837	3,312
コア業務純益	2,979	3,520
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	2,979	3,520
資金運用収支	23,543	22,798
役務取引等収支	△ 3,174	△ 2,839
その他業務収支	1,481	782
資金運用勘定平均残高	2,359,963	2,429,636
資金運用収益(受取利息)	24,584	23,804
資金運用収益増減額	△ 1,045	△ 780
資金運用利回り	1.04	0.97
資金調達勘定平均残高	2,262,287	2,330,331
資金調達費用(支払利息)	1,041	1,005
資金調達費用増減額	△ 39	△ 35
資金調達利回り	0.04	0.04
資金調達原価率	0.84	0.79
資金利鞘	0.20	0.18
総資産経常利益率	0.14	0.12
総資産当期純利益率	0.10	0.09
総資產業務純益率	0.15	0.13
純資産経常利益率	2.44	2.25
純資産当期純利益率	1.87	1.57
純資產業務純益率	2.76	2.33

1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券等の利息収支を示す「資金利益」、各種手数料等の収支を示す「役務取引等利益」、債券等の売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\frac{\text{資金運用勘定}}{\text{平均残高}}} \times 100$$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額(または取崩額)を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。

3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

5. 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

6. 利益率・純益率

$$\text{総資産(純)利益率} = \frac{\text{(純)利益(または純益)}}{\frac{\text{総資産}}{\text{(除く債務保証見返)平均残高}}} \times 100$$

$$\text{純資産(純)利益率} = \frac{\text{(純)利益(または純益)}}{\frac{\text{純資産}}{\text{(外部流出額を除く)期末残高}}} \times 100$$

出資配当等

(単位:百万円、%)

項目	2019年度	2020年度
總會承認日	2020年6月24日	2021年6月23日
出資配当	317	318
配当率	2	2
利用配当	390	334
配当負担率	13.73	10.82

$$\text{配当負担率} = \frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$$

常勤役員一人当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項目	2019年度	2020年度
預金残高	1,983	2,058
貸出金残高	1,204	1,254

1店舗当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項目	2019年度	2020年度
預金残高	39,950	41,134
貸出金残高	24,269	25,059

(注) インターネット近畿支店を含みます。

自己資本の充実の状況

1. 単体自己資本比率(国内基準)

(単位:%)

2019年度末	2020年度末
11.53	11.08

(注)当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により、自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫は、国内基準を採用しています。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準が、それ以外の金融機関には国内基準が適用されません。

算式は以下のとおりです。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1) - コア資本に係る調整項目の額(注2))}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3) + オペレーショナル・リスク相当額 \times 12.5(注4)}} \times 100$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労働金庫連合会への普通出資等の合計

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(各オフ・バランス取引等を含む)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注4) 8%(国際統一基準の自己資本比率)の逆数である12.5を乗じています。

① 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注)を採用しています。

(注)標準的手法…細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円以下)が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

② オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」および「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」(注)を採用しています。

(注)基礎的手法…粗利益の15%(直近3年の平均値)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」とよばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は11.08%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

2.自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	2019年度末	2020年度末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	125,242	126,754
うち、出資金及び資本剰余金の額	15,947	15,947
うち、利益剰余金の額	110,014	111,486
うち、外部流出予定額(△)	△ 708	△ 652
うち、上記以外に該当するものの額	△ 11	△ 26
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	26	39
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	26	39
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	125,268	126,794
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	233	229
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	233	229
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	387	270
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	621	500
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	124,647	126,294
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,039,870	1,099,121
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 13,094	△ 3,005
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 13,094	△ 3,005
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	40,801	39,972
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,080,671	1,139,093
自己資本比率		
自己資本比率(ハ)/(ニ)	11.53%	11.08%



(参考) 自己資本比率に関連する用語

■「コア資本」とは

自己資本比率告示では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

■「コア資本に係る基礎項目」とは

自己資本比率告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定めています。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等です。2012年度末まで資本として認められていた劣後ローン等については算入できない扱いとなりました(ただし、経過措置が設けられています)。

■「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当になる基本財産の額です。

■「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰り延べて支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰り延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」とよばれるものです。

■「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されています。「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資については、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」とよばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金等を計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益等からなり、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、当金庫の取引から生じることはありません。

■「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」および「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金をさします。

「その他利益剰余金」は、「特別積立金」および「当期末処分剰余金」から構成されています。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- (1)金利変動準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。
- (2)機械化積立金
事務処理等の機械化にともなう将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。
- (3)配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。
- (4)経営基盤強化積立金
将来の支出増大等に備えて、経営基盤強化に資するための積立金です。

■「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆さまに還元することが予定されるものをさします。

■「上記以外に該当するもの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

■「一般貸倒引当金」とは

引当金は、将来の費用または損失に対して引き当て(積み立て)るものです。このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといったものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当てという制約はありませんが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いとみることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています(算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%)。

■「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

当金庫が保有している事業用土地を時価(公示地価等)で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度末までは、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目(Tier2)に算入することが認められていましたが、2013年度末から自己資本に算入できない扱いとなりました。

ただし、この扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本に算入(算入割合は年々減少)することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

当金庫では、この経過措置を適用していないため、「差額」の45%を自己資本に算入していません。

■「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度末から、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

■「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産(ソフトウェアやリース資産、電話加入権等)は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

■「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引にともなう債権譲渡により売却益が発生した際に生じた、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額(税効果勘案後)のことです。

■「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産等一定のキャッシュフロー(利息収入等)を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

■「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

■「自己資本の額」とは

コア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額です。

3. 定性的開示事項・定量的開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要

2020年度末の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	① 発行主体：近畿労働金庫
	② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：159億47百万円

(2) 自己資本の充実度に関する事項

●信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項目	2019年度末		2020年度末	
	リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク (A)	1,039,870	41,594	1,099,121	43,964
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	1,039,870	41,594	1,099,121	43,964
現 金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	97	3	98	3
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	439	17	339	13
我が国の政府関係機関向け	7,672	306	8,438	337
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	83,494	3,339	87,489	3,499
法人等向け	68,988	2,759	75,544	3,021
中小企業等向け及び個人向け	548,654	21,946	592,350	23,694
抵当権付住宅ローン	169,857	6,794	166,350	6,654
不動産取得等事業向け	146	5	93	3
三月以上延滞等	714	28	448	17
取立未済手形	187	7	183	7
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出 資 等	10,283	411	10,046	401
上 記 以 外	162,427	6,497	160,744	6,429
証券化エクスポージャー	-	-	-	-
うち再証券化	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 13,094	△ 523	△ 3,005	△ 120
派生商品取引等	-	-	-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク (B)	40,801	1,632	39,972	1,598
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)+(B) (C)	1,080,671	43,226	1,139,093	45,563

(注) 1. 「リスク・アセット」とは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。

貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引等にも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを乗じてリスク・アセットを算定します。

なお、貸借対照表に計上している当金庫が行う債務保証の見返動定は、オフ・バランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関するものです。

2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額など、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーと、信用リスク区分によりリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーのことです。

5. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」とは、ファンド向けエクイティ出資において、それ自体のリスク・ウェイトが判定できないエクスポージャーのことで、定められた手順によるリスク・ウェイトが適用されます。当金庫において対象となるエクスポージャーはありません。

6. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引)について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことをいいます。

7. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保等例外を除き、原則としてリスク・アセットの計算が必要となります。

8. 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、従業員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

◆現在の自己資本の充実状況について

2020年度末の当金庫の自己資本比率は11.08%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。また、当金庫の自己資本は、ほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しています。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しています。

具体的には、市場リスク、信用リスク等のリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることを確認しています。

◆将来の自己資本の充実策

当金庫では、3カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

●地域別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポージャー (注3)	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
国内	2,377,379	2,480,139	1,439,251	1,492,897	476,090	503,099	-	-	7,537	7,437	454,500	476,704	592	373
国外	84,509	68,686	-	-	84,194	68,364	-	-	-	-	314	322	-	-
合計	2,461,888	2,548,826	1,439,251	1,492,897	560,284	571,464	-	-	7,537	7,437	454,815	477,027	592	373

●業種別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 業種区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポージャー (注3)	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
製造業	25,177	31,895	-	-	24,539	31,278	-	-	-	-	637	616	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	1,700	750	-	-	1,700	750	-	-	-	-	0	0	-	-
建設業	4,705	5,108	-	-	4,600	5,002	-	-	-	-	105	106	-	-
電気・ガス・ 熱供給 水道業	25,416	27,840	-	-	24,769	27,191	-	-	-	-	647	648	-	-
情報通信業	3,222	4,222	-	-	2,900	4,000	-	-	-	-	322	222	-	-
運輸業、郵便業	33,192	38,103	-	-	32,777	37,684	-	-	-	-	414	419	-	-
卸売業、小売業、宿泊 業、飲食サービス業	13,671	13,323	1	1	13,453	13,102	-	-	-	-	216	219	-	-
金融業、保険業	569,753	591,138	-	-	154,853	151,756	-	-	-	-	414,900	439,381	-	-
不動産業、物品賃貸業	17,676	21,440	146	93	17,399	21,201	-	-	-	-	129	145	-	-
医療、福祉	3,983	4,107	3,969	4,095	-	-	-	-	-	-	13	12	-	-
サービス業	3,802	5,082	484	460	3,260	4,560	-	-	-	-	58	61	-	-
国・地方 公共団体	437,078	437,098	156,858	162,025	279,532	274,436	-	-	-	-	687	637	-	-
個人	1,277,698	1,326,281	1,276,949	1,325,560	-	-	-	-	-	-	748	721	592	373
その他	44,812	42,433	840	661	500	500	-	-	7,537	7,437	35,934	33,834	-	-
合計	2,461,888	2,548,826	1,439,251	1,492,897	560,284	571,464	-	-	7,537	7,437	454,815	477,027	592	373

●残存期間別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 期間区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
期間の定めのないもの	158,677	163,746	61,205	61,662	-	-	-	-	7,537	7,437	89,934	94,646
1年以下	243,666	269,009	103,136	109,291	49,236	44,498	-	-	-	-	91,293	115,218
1年超3年以下	376,257	404,509	184,268	182,154	86,894	89,017	-	-	-	-	105,094	133,336
3年超5年以下	375,895	339,417	167,899	175,368	68,403	44,823	-	-	-	-	139,593	119,225
5年超7年以下	207,488	199,747	154,244	156,214	32,143	29,933	-	-	-	-	21,100	13,600
7年超10年以下	232,428	250,117	197,664	200,235	27,964	49,882	-	-	-	-	6,800	-
10年超	867,474	922,279	570,831	607,970	295,642	313,308	-	-	-	-	1,000	1,000
合計	2,461,888	2,548,826	1,439,251	1,492,897	560,284	571,464	-	-	7,537	7,437	454,815	477,027

(注1)エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

(注2)エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産等です。

(注3)エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーと、信用リスク区分によりリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーのことです。合計および内訳の資産のエクスポージャーは、「延滞エクスポージャー」を含む金額を記載しています。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

項目		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	25	26	-	25	26
	2020年度	26	39	-	26	39
個別貸倒引当金	2019年度	120	110	4	115	110
	2020年度	110	93	4	106	93
合計	2019年度	146	136	4	141	136
	2020年度	136	133	4	132	133



■「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示(△)します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

■「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部または全部に相当する金額を計上する引当金のことです。貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示(△)します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

●業種別

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却		
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高				
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	18	16	16	15	-	-	18	16	16	15	-	-	-
サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	48	47	47	46	-	0	48	47	47	46	-	-	-
その他	53	46	46	31	4	4	48	42	46	31	-	-	-
合計	120	110	110	93	4	4	115	106	110	93	-	-	-

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2019年度末			2020年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	6,504	515,225	521,729	6,505	514,064	520,569
10%	-	81,124	81,124	-	87,784	87,784
20%	44,719	400,812	445,531	45,484	425,261	470,746
35%	-	485,307	485,307	-	475,286	475,286
50%	79,130	-	79,130	87,118	-	87,118
75%	-	731,575	731,575	-	789,835	789,835
100%	19,464	53,101	72,565	20,947	45,438	66,386
150%	-	275	275	-	180	180
200%	-	-	-	-	-	-
250%	-	44,649	44,649	-	50,918	50,918
1250%	-	-	-	-	-	-
合計	149,818	2,312,070	2,461,888	160,056	2,388,769	2,548,826

(注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. 上記のリスク・ウェイト区分以外のエクスポージャーについては、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトを超える最も近いリスク・ウェイト区分に含めています。

●信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に関する研修を定期的実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は、営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、資産査定の特設部署が貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握に努めています。

また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的に経営リスク管理委員会で協議しています。また、経営会議および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」および「資産の償却および引当規程」に基づき以下のとおり計上しています。

- 正常先債権および要注意先債権
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。
- 破綻懸念先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
- 破綻先債権および実質破綻先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

● リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ① 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ② 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ④ S&Pグローバル・レーティング (S&P)
- ⑤ フィッチレーティングスリミテッド (FITCH)

● エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)は上記①～⑤、それ以外のエクスポージャーは上記①～④の適格格付機関を使用してリスク・ウェイトを判定しています。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

項目	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	60,831	61,358	5,782	6,667	-	-
オン・バランス	1,686	1,463	5,782	6,667	-	-
オフ・バランス	59,145	59,895	-	-	-	-

● 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、「適格金融資産担保」および「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

「適格金融資産担保」については、自己資本比率告示で定められた条件を満たしている自金庫預金としています。信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

「保証」については、自己資本比率告示で定められた条件を満たしている中央政府および中央銀行、地方公共団体、金融機関等による保証としています。

なお、債権保全の一手段として、貸出金と自金庫預金の相殺を用いています。手形貸付、証書貸付、当座貸越について期限の利益喪失事由が発生し、相殺に至った場合、預金者に「相殺通知書」を送付します。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫においては、該当の取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫においては、該当の取引はありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

① 貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

項目	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式会社等	2,391	2,391	2,587	2,587
非上場株式会社等	326	326	326	326
その他の	22,813	22,813	25,211	25,211
合計	25,531	25,531	28,125	28,125

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
 2. 時価のないものについては、貸借対照表計上額を時価欄に記載しています。
 3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金、上場投資信託(ETF)、その他出資金等を計上しています。

② 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

項目	2019年度	2020年度
売却益	4	86
売却損	164	12
償却	115	-

③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度末	2020年度末
評価損益	548	3,379

④ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度末	2020年度末
評価損益	-	-

● 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

子会社株式および関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。「その他有価証券」については、「余裕金運用方針」で対象商品、購入枠等を設定しています。方針については、経営会議で協議し、理事会の承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に理事会等に報告しています。また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得し、リスクの把握に努めています。会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

当金庫においては、該当の取引はありません。

(9) 金利リスクに関する事項

① 金利リスク量

(単位:百万円)

	2019年度末	2020年度末
VaR	18,113	10,856

② IRRBB(銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

IRRBB 1: 金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△ EVE		△ NII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	32,185	30,117	679	0				
2	下方パラレルシフト	0	0	2,097	1,851				
3	スティープ化								
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	32,185	30,117	2,097	1,851				
		ホ		へ					
8	自己資本の額	当期末		前期末					
		126,294		124,647					

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しています。
 2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正により、2019年3月末から金利リスクの定義および計測方法等が変更となりました。ここに掲載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」の表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもつぎ記載しています。なお、表中のイ、ロ、…の記号は、告示の様式上に定められているものです。
 3. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです(経済的価値が減少する場合はプラスで表示)。
 4. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです(金利収益が減少する場合はプラスで表示)。

●金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、会員および間接構成員向け貸出、労働金庫連合会への預け金、国債・地方債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク(金利リスク、株価変動リスク、為替リスク等)および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金、貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフ・バランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的に経営リスク管理委員会で協議し、経営会議および理事会に対して定期的に報告しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク(IRRB)について経済的価値の変動額である Δ EVEおよび金利収益の変動額である Δ NIIを計測しています。

また、規程類および方針において金利スワップ等デリバティブを活用した金利リスク削減に係る対応を定め、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、有価証券は週次ベースで、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBは Δ EVEおよび Δ NIIを月次ベースで計測しています。

●金利リスクの算定手法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIに関する事項

(1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

2021年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は4.59年です。

(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

10年としています。

(3) 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)およびその前提

金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルにより預金種別や顧客属性別等の残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しています。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っています。

(4) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(5) 複数通貨の集計方法およびその前提

IRRBについては保守的に通貨毎に算出した Δ EVEおよび Δ NIIが正となる通貨のみを対象としています。

(6) スプレッドに関する前提

スプレッドおよびその変動は考慮していません。

(7) 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

当期末の Δ EVEは321億85百万円(前期末比20億68百万円増加)、 Δ NIIは20億97百万円(前期末比2億46百万円増加)となりました。

(9) 計測値の解釈や重要性に関する説明

Δ EVEの計測値は、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています

2. 内部管理上の金利リスク管理に関する事項

(1) 金利ショックに関する説明

当金庫では、金利リスクだけでなく他の市場リスクと合わせ統一的な条件でVaRを計測しています。金利ショックとして、過去1年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。

(2) 金利リスク計測の前提

VaRは、保有期間125日、信頼水準99%、観測期間1年の条件のもとで分散共分散法により計測しています。

(10) オペレーショナル・リスクに関する事項

●オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、事務リスク、システムリスク、有形資産リスク、風評リスクをオペレーショナル・リスクの対象としています。

オペレーショナル・リスクの管理状況および今後の対応について、「オペレーショナル・リスク管理規則」に基づき、定期的に経営リスク管理委員会で協議しています。また、経営会議および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

事務リスクについては、商品・制度に係る研修を定期的に実施することにより、リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

システムリスクについては、当金庫の情報資産の適切な管理および保護に関する基本的かつ包括的な方針として「セキュリティポリシー」を定め、情報資産の安全性の確保を金庫全体の課題として取り組んでいます。

有形資産リスクについては、有形資産の毀損や損害を防ぐため、有形固定資産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の状況を踏まえた防災・防犯対策を実施しています。

風評リスクについては、評判の悪化や風説の流布等による当金庫の信用力の低下を防ぐため、リスクの規模・性質に応じた適切な対応を講じて、風評リスク顕在化の未然防止に努めています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。